HOTEL　NEXUS　博多山王

宿泊約款

第１条（適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第２条（宿泊契約の申込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする宿泊客は、次の事項をホテルに申し出ていただきます。
   （１）宿泊者名及び電話番号（又は携帯電話番号）
   （２）宿泊日及び到着予定時刻
   （３）宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による）
   （４）その他ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第３条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
   ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（３日を超えるときは３日間）の基本料金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１８条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第２項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊約款はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条（申し込みの支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第２項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第５条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
7. 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
   （福岡県旅館業法施行条例第１７条の規定にもとづく）

当ホテルは、次に揚げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。
1. 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
2. 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
3. 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
4. 宿泊しようとする者が当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
5. 書籍そのた宿泊施設内の備品の撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的としたＳＮＳへの投稿等の嫌がらせ等により、当ホテルの運営の妨害、信用及びブランドを毀損する行為を行ったとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき、もしくはそれらの恐れのあるとき。
6. 本規約等のその他の条項に違反したとき。
7. その他利用規約等に違反したとき。
8. その他、当社が不適切であると判断したとき。

第６条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第２に揚げるところにより、違約金を申し受けます。
   ただし、当ホテルが第４条１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後１０時（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊約款は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第７条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
3. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
4. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
5. 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
   （福岡県旅館業法施行条例第１２条の規定にもとづく）
6. 客室での寝喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

当ホテルは、次に揚げる場合においては、宿泊約款を解除するものとします。
1. 暴力団等反社会的勢力であると認められるとき。
2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
4. 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第８条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
   （１）宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び電話番号（又は携帯電話の番号）と職業
   （２）日本国内に住所を持たない外国人宿泊者の場合は、氏名、住所、職業等に加え、パスポートの呈示・コピー、及び国籍・旅券番号が必要となりますのであらかじめご了承ください。
   （３）出発日及び出発予定時刻
   （４）その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第１２条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第９条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後４時～翌日の午前１０時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、当日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に揚げる追加料金を申し受けます。ただし、客室使用に余裕がない場合は、宿泊客から申し出があっても断ることもあります。
   （１）超過１時間毎１室１０００円（税込）
   （２）午後 12 時以降　室料金の全額

第１０条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第１１条（禁止行為）

1. お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行ってはならないものとします。
   （１）当ホテルの利用にあたり、虚偽の情報を登録又は提供する行為
   （２）クレジットカード等の決済手段を不正利用して当ホテルを利用する行為
   （３）第三者の個人情報又は会員特典等を不正に取得、又は不正に使用する行為
   （４）目的の如何にかかわらず、転売等の営業を目的として当ホテルを利用する行為
   （５）大量に宿泊予約を行ないキャンセルする行為、又はそれに類似する行為
   （６）正当な理由なく宿泊予約とその取消を繰り返す行為、又はそれに類似する行為
   （７）当ホテルになりすます行為、又はそれらの行為であると誤解を招く行為
   （８）システムその他のコンピューターに不正にアクセスする行為、又はそれに類似する行為
   （９）有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為、又はそれに類似する行為

宿泊約款

（10）書籍その他宿泊施設内の備品の撤去、その他社会通念上許容される範囲を超えた要求、スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的としたＳＮＳへの投稿等の嫌がらせ等により、当ホテルの運営の妨害又は信用及びブランドを毀損する行為、又はそれに類似する行為
（11）当ホテルもしくはスタッフに対する暴力、脅迫、恐喝等の威圧的な不当要求行為
（12）他のお客様その他第三者、当ホテルに迷惑、損害もしくは不利益を与える行為、又はそれらの恐れがある行為
（13）他のお客様その他第三者、当ホテルの著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー、人格権その他の権利を侵害する行為、又それらの恐れがある行為
（14）公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為、又はそれらの恐れがある行為
（15）暴力団の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為
（16）本規約等のその他の条項に違反する行為

第１２条（営業時間）

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の提示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。
2. 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時変更する場合があります。その場合は適当な方法をもってお知らせいたします。

第１３条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第１に揚げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 当ホテルが朝食付、又は付帯サービスを付けた宿泊プランの場合、宿泊客が喫食しない、又は利用しなかった場合においても、その金額分を申し受けます。

第１４条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第１５条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の保証料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。
ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第１６条（寄託物等の取扱い）

1. 当ホテルでの滞在中、自己の責任の下、厳重に管理してください。当ホテルは、宿泊客の責めによる現金と貴重品の損失、損害又は窃盗に関しては一切責任を負いかねます。
2. 宿泊客がフロントにお預けになった現金及び貴重品に、滅失、毀損等の障害が生じた場合、不可抗力その他当社の責めによらない場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、当ホテルが現金及び貴重品の種類及び価額の明告を求めたにもかかわらず、宿泊客がそれを行わなかったときの当該賠償額の上限は１５万円とします。
3. 美術品、骨董品などの損壊し易い品物は、一切お預かりできません。

第１７条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、発見日を含め７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。（遺失物法に基づき処理します）
3. 前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

第１８条（駐車の責任）

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第１９条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第１　宿泊料金等の内訳（第２条第１項及び第１３条第１項関係）

		内　訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料）
	追加料金	１、追加飲食及び付帯施設の利用料金 ２、その他利用施設の定めるサービス料等
	税　　金	消費税等法令により規定される諸税

別表第２　違約金（第６条第２項関係）

契約申込人数 ＼ 契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	９日前	20日前
一　般	１４名まで	100%	100%	ー	ー	ー
団　体	１５名以上	100%	100%	100%	10%	ー
	１００名以上	100%	100%	100%	100%	50%

注１　%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
注２　契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。
注３　団体客（１５名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の１０日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の１０％（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

第２０条（免責事項）

1. 当社は、本約款等の別段の定め又はその他利用規約等に定める免責事項に該当した場合には免責されるものとします。

第２１条（警察等への通報）

1. お客様の本約款等又はその他利用規則等への違反により、他のお客様及び当ホテルの権利、財産、及びサービス等を保護する必要性が生じた場合、当ホテルは警察等関係機関へ通報する等、然るべき措置を講じます。

第２２条（本約款等の変更）

1. 本約款等の内容は、予告なく変更する場合がありますので予めご了承ください。
最新の情報は、公式サイト上にて公表しておりますのでご確認ください。
2. 変更された本約款等の内容について、変更後にお客様が当ホテルを利用した場合には、当該お客様は変更された内容に同意したものとみなします。
3. 前項にかかわらず、本約款等の変更前に成立した宿泊契約については、変更前の規定が適用されるものとします。

第２３条（分離可能性）

1. 本約款等又はその他利用規約等の一部が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除く本約款等及びその他利用規約等の規定は有効とします。
2. 本約款等又はその他利用規約等の一部が、あるお客様との関係で無効とされ又は取消しされた場合でも、当該お客様を除くお客様との関係において本約款等及びその他利用規約等は有効とします。

第２４条（準拠法）

1. 本約款等の有効性、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第２５条（優先言語）

1. 本約款等及びその他利用規約等は、日本語を正文とします。お客様の参考のために提示された翻訳文がある場合でも、日本語の正文のみが契約として効力を有するものとし、翻訳文はいかなる効力も有しないものとします。

第２６条（協議）

1. 当ホテルのご利用に関して、本約款等で解決ができない問題が生じた場合には、当ホテルとお客様との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

第２７条（管轄裁判所）

1. 本約款等に関する一切の紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

２０２０年４月１日作成